

幼稚園等 ICT 化支援補助事業概要

1 補助対象園

- (1) 学校法人立の私立幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園
- (2) 社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園

2 補助対象事業

保育 DX の推進等を踏まえ、幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するシステム導入や端末の購入等に必要となる経費

3 補助対象経費

- ① 教員等の業務負担軽減に必要な情報システム（※1）の導入経費、改修費、リース料、保守費。
- ② 教員等の業務負担軽減に必要な情報システムで利用する端末や備品等の購入費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。（備品の設定費用及びリース料は対象外。通信環境整備に係る設定費用は対象です。）（※2）
- ③ 教員等の業務負担軽減に必要なとなるパソコン・タブレット等の備品の購入費やリース料、当該備品の動作に必要な付属品や消耗品の購入費。（※3）

※1 教員等の業務負担軽減に必要な情報システムは、I～IVに掲げる機能を1つ以上有するシステムであること。

- I. 教育に係る計画・記録に関する機能
- II. 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- III. 保護者等の連絡に関する機能
- IV. キャッシュレス決済に関する機能

※2, 3 上記 I～IVの用途で使用する物品等であること。

4 交付基準額等

- (1) 交付基準額：1施設当たり 1,000千円（6学級以下）
1,500千円（7学級以上）

(2) 補助率

1/2

(3) 学級数の考え方

○幼稚園

令和6年5月1日現在の学校基本調査で報告した実学級数又は認可学級数のどちらか少ない数

○認定こども園

（令和6年5月1日現在の学校基本調査で報告した実学級数又は認可学級数のどちらか少ない数）＋（令和6年5月1日現在の3号園児学級数）

（裏面もご確認ください）

※ 3号園児学級数の計算方法

$(0 \text{ 歳児在園児数}) \times 1/3 + (1 \sim 2 \text{ 歳児在園児数}) \times 1/6$

5 補助対象期間

令和7年1月31日から令和7年3月31日

6 留意事項

【共通】

- (1) 令和7年2月1日時点で、今年度に本補助金の交付決定を受けた園は申請出来ません。（2次募集申請中の園も含む。）
- (2) 園のICT化のために導入するシステムに搭載する機能は、教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保すること等を通じて、幼児教育の質の向上に配慮されたものであることが必要です。（園児向けの教材は本補助金の対象ではありません。）
- (3) リース料や保守費及び通信費等は申請年度にかかる費用のみを対象とし、既に導入済のシステムや端末等にかかる費用は対象外です。（既存システムに追加機能を導入する場合は、追加機能にかかる部分のみ対象）
- (4) 備品は具体的な使用目的や必要性があり、教員等の業務負担軽減及び幼児教育の質の向上に資することが説明できるものに限りします。
- (5) 園で導入するシステムや機器についての内容を記載した見積依頼書（兼仕様書）を必ず作成して提出してください。
- (6) Wi-Fi ルーター設置等の通信環境の整備にかかる経費も対象としますが、大規模な改修工事を伴わないものに限りします。
- (7) システム、パソコン・タブレット、通信環境整備にかかる設定費は補助対象ですが、その他の備品の設定費は対象外です。

【幼保連携型認定こども園向け】

幼児教育の質の向上を目的としたICT化の促進を行うための事業であり、その他の補助事業と重複して実施することはできません。